

# 大仙市工業等振興条例

- ( 目 的 ) 市内の工場等新設者、増設者に対し、必要な措置を講ずることにより、産業の振興を図る。
- ( 奨 励 措 置 ) 5年間の固定資産税の課税免除
- ( 指 定 の 基 準 ) 新設の場合－設備投資が2,000万円超、操業時まで雇用者が5人以上となる工場等  
増設の場合－設備投資が2,000万円超、操業時まで雇用者が2人以上となる工場等
- ※ただし、研究施設については雇用者の制限なし。
- ( 指 定 の 工 場 等 ) 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、コールセンター、木質バイオマス発電所

## 計画書提出から指定までの流れ

計画書提出



- 投資要件  
事業費2,000万円超の設備投資
- 新規常用雇用要件  
新設の場合：5人以上      増設の場合：2人以上



事業操業開始届提出  
(工事完成後、指定基準を満たした後に提出)



指定申請書提出



申請後14日以内

指定書交付 (5年間固定資産税課税免除)